

1. 組織名

一般社団法人日本映像ソフト協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

当協会は、ビデオソフトを制作、複製、頒布する事業者を正会員とする団体であり、TPP交渉の対象となる項目のうち知的財産(特に著作権)に関する項目に関心を有するものです。

本年6月17日に開催された説明会配布資料28頁にTPP交渉で取り上げられている著作権に関わる課題として掲げられています「著作権侵害に対する職権による刑事手続」につきましては、わが国の法制度と米国の法制度とは大きな相違点があります。

米国の著作権法では506条に罰則の定めがありますが、その対象は
(1) 商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為、
(2) 180日間に、1つ以上の著作権のある著作物について1部以上のコピーまたはレコード(その小売価格の総額が1000ドルを超える場合に限る)を複製もしくは頒布(電子的手段によるものを含む)する行為、
(3) 商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆がアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用可能にする方法によって頒布する行為に限定されています(山本隆司訳「外国著作権法令集(42)」(2009年 著作権情報センター))。

すなわち、原則としてすべての著作権侵害を刑事罰の対象としているわが国の著作権法119条1項とは刑罰の対象となる行為が異なっております。

また、同様に「法定損害賠償」の制度(当協会は、わが国でも必要な制度と考えております。)につきましては、米国著作権法412条では法定損害賠償を請求するには登録要件を必要としており、わが国のようなベルヌ条約5条2項の定める無方式主義に忠実な法制度の下では、採用しがたい要件を定めています。

米国の法制度をそのままにしてTPPで法定損害賠償制度採用を取り入れるならば、米国の著作物はわが国で何らの方式を要せず法定損害賠償を請求できる一方、米国で未登録のわが国の著作物については米国では法定損害賠償を請求できないという不平等な結果となります。

また、法定損害賠償の請求に登録要件を要求する米国の法制度がTPP参加国に広く採用されることになると、TPP参加国における著作権侵害に法定損害賠償を請求するためには、わが国の著作物をこれらの諸国で登録する必要が生じ、著作権侵害からの救済を受けるための手間と費用が増大することにもなります。

このような法制度の相違とベルヌ条約の定める無方式主義を踏まえて、不平等で国際基準にそぐわない協定とならないよう要望いたします。

以上